

◎北烏山地区体育室をご利用の皆さまへ

「施設の開館時間・基準人数について」

2021年3月22日より、緊急事態宣言解除に伴い、施設の開館時間が以下の通りに変更となります。

施設の**利用基準人数**につきましては、引き続き東京都の緊急事態措置に伴う運動施設の収容率50%以下の使用制限に伴い、以下の通りとなります。

【各施設の開館時間と利用人数基準】(2021年3月22日更新)

- 屋内施設
 - 体育室 …………… 9:00～21:00 (25人)
 - 会議室 …………… 9:00～21:00 (8人)
 - 更衣室 …………… 9:00～21:00 (1人/男女各)
- 屋外施設
 - 運動広場 …………… 9:00～17:00 (50人/各面)
 - 第2運動広場 …… 9:00～17:00 (40人/各面)

※ご利用の際は、別途、利用における「遵守事項」「留意事項」を遵守していただきます。

皆さまのご理解とご協力の程、宜しくお願いいたします。